

東久留米市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第14条まで（現行のとおり） （育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の免除） 第14条の2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</u>（当該職員の配偶者で当該子の親でもあるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第13条に規定する勤務（以下「時間外勤務等」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員</u>（当該職員の配偶者で当該子の親でもあるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 （現行のとおり） 第15条及び第16条（現行のとおり）	第1条から第14条まで（略） （育児又は介護を行う職員の時間外勤務等の免除） 第14条の2 任命権者は、<u>3歳に満たない子を養育する職員</u>（当該職員の配偶者で当該子の親でもあるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第13条に規定する勤務（以下「時間外勤務等」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。 2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「<u>3歳に満たない子を養育する職員</u>（当該職員の配偶者で当該子の親でもあるものが、規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。 3 （略） 第15条及び第16条（略）